

1 株当たり利益会計基準の改正に関する今後の方向性

I. IASB での議論

IASB から 2008 年 8 月に IAS33 号の公開草案が公表されており、2009 年 4 月のボード会議において、コメント分析と今後のプロジェクトの方向性について、審議が行われた。

スタッフからは負債と資本の区分及び財務諸表の表示プロジェクトが完了するまで EPS プロジェクトを中止することが提案されたが、審議の結果、完全にプロジェクトを中止せず 12 月まで一時中断し、金融危機対応が一段落した時点で改めて今後の進め方を検討することとされた。

II. 日本基準の改正

1. ASBJ における本プロジェクトの今後の対応案

2008 年 9 月に公表された ASBJ のプロジェクト計画表では、IAS33 号の改正を踏まえた「1 株当たり当時純利益に関する会計基準」等を改正する公開草案の公表が、2009 年第 2 四半期（4 月から 6 月）に予定されている。現在、プロジェクト計画表に沿って EPS 専門委員会において検討が進められているが、IASB の EPS プロジェクトの一時中断を受け、今後の日本基準の改正をどのように行っていくか。

（案 1）日本基準と現行の IFRS との差異のうち今後も改正されないと考えられる部分や日本基準固有の論点のみ改正し、プロジェクト計画表通り公開草案を公表する。

（論拠） 今までの検討を反映し、既存の差異が解消される。

実務上の取扱いが明らかでない部分が明確化できる。

（案 2）IASB の審議に合わせて日本基準の改正の検討も一時中断し、2010 年 1 月以降の IASB での決定を踏まえて、今後の方向性を再度検討する。

（論拠） 現行基準において、重要な差異は生じていないと考えられる。

短期間に複数の改正を行なう緊急性も乏しいと考えられる。

IASB の審議を踏まえて一括して対応したほうが、実務面でも対応しやすい。

（案1）の場合の改正検討項目

	改正項目	改正内容
既存の差異	ストック・オプションに関する取扱い （適用指針第 22 項、第 53-2 項）	潜在株式調整後EPSの計算上、自己株式方式を用いる際に、行使による入金額に将来企業に提供される財貨又はサービスの付与日時点の公正価値を含める。
	子会社等が親会社の潜在株式となる証券等を発行した場合、及び親会社が子会社等の潜在株式となる証券等を発行した場合の取扱い （適用指針第 33-2 項）	日本基準では明文規定がないため、同様の取扱いを定める。
その他の改正	四半期財務諸表の取扱い （適用指針第 37-2 項、第 63-2 項）	四半期会計基準に定められているが、EPS 基準においても、中間財務諸表の取扱いと同様、四半期財務諸表の取扱いも明記する。
	MSCB・MS ワラントの取扱い （実務対応報告 Q5-2）	転換価格（行使価格）の修正を考慮する。

2. ASBJ における今後の対応

プロジェクトの中断期間が 2009 年 12 月までと短期間であり、その後改正が行われる場合には、（案1）を採用した場合、短期間に 2 度の改正が行われることになるため、（案2）のとおり、日本基準の改正についても一時中断し、2010 年 1 月以降の IASB の決定を踏まえて、今後の対応を再度検討することでどうか。

以 上